



発行人 福島県教職員組合
発行所 福島市上浜町10-38 電話024-522-6141
〔定価一部 20円〕
編集・責任者 瀬戸 禎子
e-mail: ftukyoso@poplar.ocn.ne.jp
https://www.f-t-u.or.jp
(この購読料は組合費に含まれています。)

ろうぎんのキャッシュカードなら
ATMお引き出し手数料が
実質 0円
ご利用手数料はいったんご負担いた
だく場合がありますが、即時キャ
シュバックいたします。
東北労働金庫

青年のつながりを大切に! ～東北ブロック青年教育労働者研究集会 青森集会～



8月23日(土)・24日(日)に「第47回日教組東北ブロック青年教育労働者研究集会」が青森市で開催され、青年部常任委員を中心に5人が参加しました。

内田良さん(名古屋大学)より、『『学校をカエル!』～生徒指導から働き方改革まで～』を演題に、教育現場におけるリスクマネジメントを中心とした講話をいただきました。県の枠をこえた少人数での協議や夕食交流も行われたほか、2日めは各県青年部の取り組み発表も行われ、福島県からはこれまでの学習会の成果について発表しました。

青年部長 八代耀佑さん (北会支部)



「教職は聖職」という古い考えから、「子どもたちのために」と働いてしまう傾向があります。しかし、労働者の視点から見ると教職は常に危険と隣り合わせで、様々なリスクがある職業だと話されていました。その事実をまずはわたしたちが認識し、自らの権利・からだや心を守るために何ができるかを考えることが大切だと感じました。また、教職員・児童生徒・保護者の間で認識のズレが大きいことも印象的でした。部活動を例とすると、顧問の熱量に対し、生徒の熱量はそれほど高くはないこと、生徒の興味関心が高い部活が時代とともに変化してきていることなどです。学校という閉鎖的な職場環境は働き方がアップデートされにくい場所だと思います。だからこそ、自分を守るための方法を普段から考えておくことが大切なのだと改めて考えさせられる内容の講演となりました。

青労研は、東北の仲間が集まり、話し合い励まし合いながら学べるととても楽しい2日間で、年間の楽しい行事のひとつです。今回は内田良さんや、古賀千景さん(参議院議員)のお話も聞けることもあり、例年以上に参加が楽しみでした。

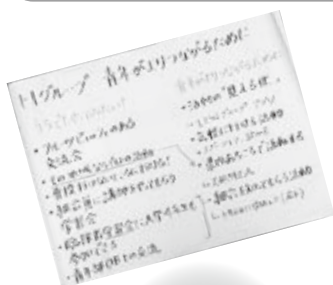
2日めの各県交流では、各県の青年部の取り組みを共有し、学ぶことができました。岩手県教組青年部では、2泊3日で広島に行き、平和について学習する活動をしているそうです。教職員として戦争を知り、子どもたちに伝えていくための大切な学習であることを再認識すると同時に、福島原子力災害も同様にしっかりと学んでいくことが大切だと感じました。楽しく、美味しく、学びの多い2日間でした。仲間たちとこれからも元気に仕事をしていくためにも、こうした時間を大切にしていきたいと思っています。

青年部副部長 東條友輔さん (郡山支部)



6月に支部で開かれた歓送迎会がきっかけで組合に加入しました。加入後も、支部の勉強会などさまざまな行事する中で「東北ブロック青労研」に誘っていたので、ぜひ勉強したいと思い、参加しました。

初めての参加で、当日は楽しみと緊張、不安な気持ちも少なからずありました。しかし、実際に会場に入るとたくさん声をかけてもらえたり、グループワークで他県の先輩と交流する機会があったりと、不安な気持ちはなくなりました。内田先生の講演も、初任研では絶対教えてもらえないような教職員の実態や業務について深く知ると同時に気付かされました。夜の交流会も大変ユニークで、2次会では岩手県の先輩とボードゲームをしたことがとても嬉しかったです。みなさんが温かく受け入れてくれ、元気をもらいました。参加して本当によかったです。



大野涼太さん (郡山支部)

夏の学習会 いろいろ

学習指導要領を改めてみてみると…… 〈東北ブロックカリキュラム編成講座〉

現在、国は次期学習指導要領(2030年度から実施)の改訂に向けて着々と作業を進めています。この改訂の経緯を当たり前のようにみていくことが本当に正しいのでしょうか?改訂される内容が現代の疲弊している子どもたちや教員の本質を見つめているものなのかを、様々な視点から議論していくことが必要であると考えます。今回の東北ブロックカリキュラム編成講座は、宮教大の教授である本田伊克さんが、「子どもの育ちを願う教育課程づくりと実践 ～学習指導要領の改訂動向を見据えて～」というテーマで講演されました。講演の中で特に印象に残った内容は、現在の学習指導要領に内在する問題についてです。学習指導要領の改訂は、国(文科大臣)から中央教育審議会(中教審)に諮問され、審議され、答申が出されて決まっていきます。しかし、現在の教育施策決定のプロセスが文科省と中教審だけではないのが大きな問題だということです。16年に改正された教育基本法の第17条の中に『政府(内閣府)が「教育振興基本計画」策定する』という条文が入ったことがその原因のひとつだそうです。これにより、教育施策の決定プロセスの中に内閣府つまり首相官邸が入ってしまったのです。このことによって、教育の目的がこれまでの「個の人格の形成」から「社会に貢献する人材の育成」に変貌してしまいました。経産省も教育行政へ介入できるようになり、経済を最優先する人材の育成を目的とした学習指導要領になってしまったそうです。具体的には、教育DXや小学校の外国語の導入などは、その代表といえるでしょう。これから学習指導要領の改訂が本格していく中で、私たちは本来の教育の目的は「個の人格の形成」であるということを再確認して、今後の動向を注視する必要があると感じました。

遠藤 淳一(いわき支部・県教組教育課程編成検討推進委員会事務局長)

〈障がい児教育学習会〉

子ども家庭庁が「令和6年度補正予算」の「5歳児検診」の内容欄で、「発達障害など心身の異常の早期発見」と記載しているが、これによって差別的に障害をとらえる考え方になると強く感じました。早期発見によって幼い時期から分離されてしまうことのないようにとらえていかなければなりません。早期発見・早期支援という考えが「早期振り分け」となり、障がいのある子どもや保護者が地域の学校で学びにくくなることがあると考え、早期発見を慎重にみていく必要があると感じました。

講演では、脳性まひと診断された鍛冶さんが地域の学校で学んできたことから、地域の人々とのつながりを広げられた話を聞き、やはり小さい頃からの関わり的重要性を感じました。鍛冶さんの周りの友人や母親は、障がいのあるなしで差別することなく、一人の人間として接して、良いことも悪いことも伝えてくれたことが、人権を大切にする事の基本であると感じました。周りの人が「何を手伝ったらいい?」と尋ね、本人の思いを聞くことにより、本人を大切にしながら一緒に生活していくことになると感じました。一方で、就学が終わってからの就労がどのように保障されるのかが、大きな課題であると思います。学校教育から一歩ずつ、共に学び生活していくことのできる社会をめざして私たちが子どもたちと一緒に考えて取り組んでいきたいと思っています。

鈴木 真一(いわき支部)

〈母と女性教職員の会全国集会〉

全国母女は、8月1日(金)日本教育会館を会場に、講演と分科会が行われました。

講演は、国境なき医師団(MSF)の看護師である白川優子さんによる「紛争地に生きる人々の声」と題したお話でした。白川さんの体験談は、私たちが子どもたちに伝えるべき「平和」の重みをあらためて訴えかけるものでした。

午後からは7つの分科会が行われ、第3分科会「性と生・ジェンダー平等」に参加。共同研究者の竹信三恵子さんは、「逆風があっても、ジェンダー教育はこれから取り組まなければならない課題だ。」と力強く語っていました。命を大切にする、自分らしく生きることを、性教育を通して子どもたちに伝えていくことの重要性を再認しました。

宍戸 明子(郡山支部)

〈全国両性の自立と平等をめざす教育研究会〉

8月2日(土)に行われた、全国両性研は、まず「世界基準の包括的性教育を学び実践しよう!」というテーマで福田和子さん(＃なんてないのプロジェクト代表)の講演を聴きました。包括的性教育では、「知識」「態度」「スキル」を学ぶことだと知り、勉強になりました。

分科会は「ジェンダー平等に必要な視点」に参加。虎岩朋加さん(相山女学園大学)からの問題提起は、学校の中における性差別どのように作用するのか、という内容でした。その後のグループ協議では、他県の方たちと情報・意見交換ができ大変有意義でした。

横山 優子(相馬支部)





被爆80周年原水爆禁止世界大会



〈広島大会〉

○2日目の分科会では、新外交イニシアチブ代表の猿田佐世さんが、自国ファーストに傾く米国の外交姿勢と、防衛費増大で対応しようとする日本政府の態度を批判した。猿田さんは、米中対立に苦慮する中国との対話を深めることが日本にとってのチャンスであり、国やASEAN諸国などと共同で周辺諸国の利益を害さない外交を展開すべきだと力説した。また、「耐え難い戦争を受け入れる困難さは、外交による問題解決の困難さを上回る。最後まで外交を諦めてはいけない」と強調されていた。そして、市民が行うべきこととして、「きちんとした外交を行う政府を選ぶこと」と「自分の足元で人権・民主主義・法の支配の実現に取り組むこと」の重要性を説かれていた。労働者の権利を擁護する労働組合の理念は、生活者の生命・財産・人権を守る平和の問題と深く関連している。組合員の生活の安定と向上には平和が不可欠であり、今回の広島原水禁への参加は、平和の重要性を再認識する貴重な経験となった。

菊田 直之(郡山支部)



広島には、組合員のお子さんにも参加していただきました

○広島平和記念資料館では、展示されていた写真や絵、遺品の数々に胸が詰まりました。展示物の中で一番心に残ったのは「頭髪が抜けた姉と弟」の写真です。私にも弟がいるので、自分と同じような境遇の二人の姿を見て、とても他人事とは思えませんでした。同じことが姉弟の身に起きていたらと考え、涙が止まりませんでした。2日目に「ダイ・イン」を行いました。コンクリートの地面に横たわらただけで背中が熱かった。実際は自分が味わったものの約100倍の熱さが一瞬にして襲ってきたのかと思うと、気が遠くなった。今、自分が生きている世界の「平和」というありがたみを知りました。未来へとつなげていかなければならないと強く思いました。「核も戦争もない平和な21世紀に!」これを達成できるように、私も自分にできることに取り組みたいと思います。

猪股 さな(郡山支部・郡山三中2年)



○8時15分は、ぼくがいつも朝の会をしている時間です。ぼくと同じような年齢の子が、あの日命を奪われたと思うと、とても胸が痛みます。アメリカ人は「原爆を落としたから戦争が終わった」と言っていますが、原爆を落とされてだれも喜ぶ人はいないので、やっぱり戦争はしてはいけないと思います。戦争をなくすためにはどうしたらいいか、核兵器を廃絶して、お互いのことを見下したりばかにしたりすることをやめて、お互いの国のいいところを見つけたりすれば、地球というこの星の戦争が無くなり平和に暮らせるのではないかと思います。まずは、見てきたことを友達に話したいと思います。

猪股 大馳(郡山支部・薫小5年)

〈長崎大会〉

開会総会で、被爆体験者訴訟のお話を聞きました。単純に行政区によって被爆者と被爆体験者に分けられてしまう無情さ。その国・行政の在り様が、原発事故後の対応にも通じると感じました。被爆者・被爆体験者の方々平均年齢が86才を超えた今、早急な救済を求める必要性を痛感しました。また、韓国の被爆二世の方のお話があり、被爆国としての日本に目を向けるだけでなく、強制連行をしていた国である日本にも改めて向き合わなくてはならないと、胸を突かれる思いがしました。二日目は、「第3分科会 脱原発－脱原発に向けた大きな流れ」に参加しました。福島第一原発のデブリ処理、使用済み核燃料の処理も進まないが、さらに大手の原子力事業からの撤退が進み、今ある原発の部品、修理等もやがて危ぶまれる、との話がありました。矛盾と欺瞞に満ちた政府の原発推進政策に明確なノーを突き付けていかなくてはならないと感じました。午後は軍艦島クルージングに参加しました。道中船の中で原爆投下の話も含む近現代の長崎の歴史や史跡のレクチャーもあり、とても充実したフィールドワークでした。



淵中学校慰霊碑にて

最終日、淵中学校の慰霊碑に献花し、資料館「希望館」を見学しました。原爆の遺物のほか、中学生が学年ごとに行っている平和学習、活動の様子がまとめられており、未来への希望を感じられました。また、当日登校日ということもあり、先生方も出勤されていましたが、礼服姿に80年という月日、長崎の方々や原爆で亡くなられた方々へ捧げる祈りの深さを感じ、身が引き締まりました。学んだことを多くの人に伝えようと思いました。

酒井亜希子(福島伊達支部)

こは学校で! Monster



あんしん むすぶ
教職員共済

おかげさまで教職員共済は創立60周年を迎えました。

自動車共済



事故を起こしても
等級ダウンしないって
本当なの?

本当です! 通勤中・公務中の事故なら

等級ダウンなし!

教職員共済の自動車共済は、通勤中や公務使用中の事故の場合※
補償を受けても翌年の等級は据え置き。だから、掛金も上がらない。

※「通勤中」は契約タイプ(型)がN型、O型、S型で6等級以上の場合に適用(1共済期間中1回限り)
「公務使用中」は全ての契約タイプ(型)に適用。対象は教職員(職域)の方に限ります。

承25-07-01(2509)

お客様満足度

97.5%

※共済事故処理終了後にご契約
者にご回答いただいた「お客様満
足度アンケート」2024年度の
集計結果より

詳しくは
コチラ!



厚生労働省認可

教職員共済生活協同組合 福島県事業所

電話 (024) 523-3011

〒960-8534 福島市上浜町10-38 教育会館内

●ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書(契約概要・注意喚起情報)をご覧ください。

お知らせ

過日行われた、第101回定期大会において承認いただいた通り、
10月から組合費を若干上げさせていただきます。ここ数年の給
料アップにともなうものです。ご理解とご協力をお願いいたし
ます。(上限は変わりません。)



今回のテーマは「正解の不確かさⅡ」

ノスタルジー



学校での「あるべき姿」の一方的な押しつけに、時として子どもは傷つく。昔々、ぼくが中学生時代の「坊主頭」と「中学生らしさ」の体験は未だに心がざわざわする。当時の福島県の中学校は、ぼくたち生徒が何を言っても「坊主頭」「中学生らしさ」を変えなかった。千葉市で坊主頭でない中学生を経験して転校してきたぼくにとっては、千葉の坊主頭でない中学生はみんな中学生らしくないのか?中学生らしさって何?この疑問に答えてくれる教員はいなかった。

それからどのくらい後だろう、何事もなかったように中学校で「坊主頭」「中学生らしさ」はなくなり、長髪が認められた。若輩だったぼくは、かたくなに中学生らしさを主張した教員はどう自分の主張を一八〇度変えたのだろうか?あんなにぼくらを悩ませたのにと憤った。「あるべき姿」を主張されたときより、「あるべき姿」が簡単に変えられたことの方がショックだった。時々の都合で「正解」は変えられてしまうのだ。この体験がぼくに今でも正解の不確かさを感じさせている。

一方で当然のことのように何の疑問ももたないことも問題に感じる。当たり前の思い込みが疑問を封じ込めるようになってはいないだろうか。

ランドセルの色は男が黒、女は赤。この思い込みが不正解なのは今の小学生を見れば分かる。でも、一昔前までは正解で、他の色にするには相当の勇気がいったはずだ。人それぞれの感性があつていいはずなのに、統一が重視される。これに何の疑問ももたないで当然のことのようにやり過ごす。これが考え合うことやめ、正解の不確かさを生んでいるのではないのか。

これはほんの一例だが、今は「自己責任」が強調されて、以前よりもっと自分の疑問を表に出すのが窮屈になっていると感じる。「中学生らしさ」のように社会情勢やその時の有り様によつて「あるべき姿」は変わる。だからこそ教職員が正解は不確かだと認識する必要がある。そして今、教育のあるべき姿を、社会が正解だとして求めようとしている「隣人よりも困らないように、個人の利益を獲得すること」ではないことを教職員は自覚し、語り合うべきだとぼくは思う。

教育の目的は人格の完成なのだから。

(K・I)